

議 案 名	富士見市税条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	<p>地方税法の一部を改正する法律（令和6年法律第2号）が令和6年2月21日付で公布されたことに伴い、富士見市税条例の一部を改正する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものです。</p>
制 定 内 容	<p>(1) 令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例の規定を整備するもの（該当条文は、条例附則第5条の2の改正規定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内容 <p>令和6年1月1日に発生した能登半島地震による住宅や家財等の資産の損失については、従来は令和7年度の個人市民税申告で雑損控除を行うこととなりますが、新たに特例を設けて、個人市民税所得割の納税者義務者の選択により令和6年度の個人市民税申告で雑損控除が可能となります</p> ・ 雑損控除の対象となる資産の範囲 <p>住宅や家財など生活に通常必要な資産であり、別荘等の趣味や娯楽、鑑賞の目的で所有する資産は対象外</p> ・ 対象者 <p>令和6年1月1日に本市に住所がある個人市民税所得割の納税義務者であり、能登半島地震災害により資産（生計を一にする配偶者その他親族で所得が一定額以下の者が所有する資産を含む）に損失が生じた者</p> ・ 対象者数 <p>不明（2月末時点において、相談件数はゼロ）</p> ・ 周知方法 <p>税務課窓口でチラシ配布、ホームページに掲載</p> <p>(2) 地方税法附則第4条の4の追加に伴い、地方税法附則から引用する条項の改正を行うもの（該当条文は、条例附則第6条の改正規定）</p>
施 行 日	公布の日

富士見市税条例（昭和32年条例第15号）新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p><u>（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）</u></p> <p><u>第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。</u></p> <p><u>2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じな</u></p>	<p>附 則</p>

かったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。